



2022年2月22日

各位

会社名株式会社 オプ ト ラ ン
代表者名 代表取締役社長執行役員 林 為 平
(コード番号：6235 東証第一部)
問合わせ先 取締役執行役員 山田 満男
経営管理部長
(TEL. 03-6635-9487)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の議案を、2022年3月29日開催予定の第23期定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 変更の理由

- (1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、遠隔地の株主など多くの株主が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資するバーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、定款第12条第2項を追加するものです。
- (2) 役員体制の変更により、取締役会の招集権者および議長に取締役会長を追加するものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。



2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(招集の時期および議決権)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年営業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(招集の時期および議決権)</p> <p>第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年営業年度末日の翌日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p>
	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役または取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役および取締役会長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 16 条はなお効力を有する。</p> <p><u>変更前定款第 16 条</u> (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

3 日程(予定)

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年 3 月 29日

定款変更の効力発生日 2022年 3 月 29日

以上